

令和 7 年 第 1 回臨時会

# 川島桶川資源循環組合議会会議録

令和 7 年 4 月 30 日

川島桶川資源循環組合議会

## 令和 7 年第 1 回川島桶川資源循環組合議会臨時会会議録目次

|                                           |    |
|-------------------------------------------|----|
| 招集告示                                      | 1  |
| 応招・不応招議員                                  | 2  |
| 4 月 3 0 日（水）                              |    |
| ○臨時議長の紹介及び挨拶                              | 7  |
| ○開会の宣告                                    | 7  |
| ○開議の宣告                                    | 7  |
| ○仮議席の指定                                   | 8  |
| ○議長の選挙                                    | 8  |
| ○議長就任の挨拶                                  | 8  |
| ○議事日程の報告                                  | 9  |
| ○会期の決定                                    | 9  |
| ○副議長の選挙                                   | 9  |
| ○副議長就任の挨拶                                 | 10 |
| ○議提第 1 号～議提第 4 号の上程、説明、質疑、討論及び採決          | 11 |
| ○議席の指定                                    | 13 |
| ○会議録署名議員の指名                               | 13 |
| ○議会運営委員会委員の選任                             | 13 |
| ○議会運営委員会正副委員長の互選の結果報告                     | 14 |
| ○諸般の報告                                    | 14 |
| ○管理者職務代理者の挨拶                              | 14 |
| ○管理者職務代理者の行政報告                            | 15 |
| ○管理者職務代理者提出議案第 1 号～第 11 号の上程、説明、質疑、討論及び採決 | 15 |
| ○管理者職務代理者提出議案第 12 号の上程、説明、質疑及び採決          | 44 |
| ○閉会中の議員派遣について                             | 45 |
| ○閉会中の継続審査の申出について                          | 45 |
| ○管理者職務代理者の挨拶                              | 46 |
| ○閉議と閉会の宣告                                 | 46 |

## ○ 招 集 告 示

### 川島桶川資源循環組合告示第7号

令和7年第1回川島桶川資源循環組合議会臨時会を次のとおり招集する。

令和7年4月21日

川島桶川資源循環組合管理者職務代理者

川島桶川資源循環組合副管理者 小 野 克 典

1 期 日 令和7年4月30日（水）

2 場 所 川島町議会議場

3 付議事件

- （1）川島桶川資源循環組合議会議長を選挙することについて
- （2）川島桶川資源循環組合議会副議長を選挙することについて
- （3）川島桶川資源循環組合議会運営委員会委員を選任することについて
- （4）専決処分の承認を求めることについて（川島桶川資源循環組合の休日を定める条例ほか22条例の制定）
- （5）専決処分の承認を求めることについて（川島桶川資源循環組合指定金融機関の指定）
- （6）専決処分の承認を求めることについて（比企広域公平委員会を共同設置する地方公共団体への加入）
- （7）川島桶川資源循環組合議会定例会条例を定めることについて
- （8）川島桶川資源循環組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例を定めることについて
- （9）川島桶川資源循環組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例を定めることについて
- （10）川島桶川資源循環組合財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例を定めることについて
- （11）川島桶川資源循環組合財政調整基金条例を定めることについて
- （12）川島桶川資源循環組合財政状況の公表に関する条例を定めることについて
- （13）令和7年度川島桶川資源循環組合一般会計予算
- （14）監査委員の選任について
- （15）監査委員の選任（議員選出）について

○応招・不応招議員

応招議員（８名）

1 番 北 村 あやこ  
3 番 佐 藤 洋  
5 番 渋谷 幸 司  
7 番 菊 地 敏 昭

2 番 岡 安 政 彦  
4 番 渡 邊 光 子  
6 番 森 田 敏 男  
8 番 小 高 春 雄

不応招議員（なし）

4 月 3 0 日（水曜日）      本      会      議

## 令和 7 年第 1 回川島桶川資源循環組合議会臨時会

令和 7 年 4 月 3 0 日（水曜日）

### 議 事 日 程 （第 1 号）

- 第 1 臨時議長の紹介及び挨拶
- 第 2 開 会
- 第 3 開 議
- 第 4 仮議席の指定
- 第 5 議長の選挙

### 議 事 日 程 （第 2 号）

- 第 1 会期の決定
- 第 2 副議長の選挙
- 第 3 議提第 1 号～議提第 4 号の上程、説明、質疑、討論及び採決
  - 議提第 1 号 川島桶川資源循環組合議会委員会条例を定めることについて
  - 議提第 2 号 川島桶川資源循環組合議会の個人情報の保護に関する条例を定めることについて
  - 議提第 3 号 川島桶川資源循環組合議会会議規則を定めることについて
  - 議提第 4 号 川島桶川資源循環組合管理者の専決処分事項の指定について
- 第 4 議席の指定
- 第 5 会議録署名議員の指名
- 第 6 議会運営委員会委員の選任
- 第 7 諸般の報告
- 第 8 管理者職務代理者の挨拶
- 第 9 管理者職務代理者の行政報告
- 第 10 管理者職務代理者提出議案第 1 号～第 1 1 号の上程、説明、質疑、討論及び採決
  - 議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（川島桶川資源循環組合の休日を定める条例ほか 2 2 条例の制定）
  - 議案第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（川島桶川資源循環組合指定金融機関の指定）
  - 議案第 3 号 専決処分の承認を求めることについて（比企広域公平委員会を共同設置す

る地方公共団体への加入)

議案第 4 号 川島桶川資源循環組合議会定例会条例を定めることについて

議案第 5 号 川島桶川資源循環組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例を定めることについて

議案第 6 号 川島桶川資源循環組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例を定めることについて

議案第 7 号 川島桶川資源循環組合財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例を定めることについて

議案第 8 号 川島桶川資源循環組合財政調整基金条例を定めることについて

議案第 9 号 川島桶川資源循環組合財政状況の公表に関する条例を定めることについて

議案第 10 号 令和 7 年度川島桶川資源循環組合一般会計予算

議案第 11 号 監査委員の選任について

第11 管理者職務代理者提出議案第 12 号の上程、説明、質疑及び採決

議案第 12 号 監査委員（議員選出）の選任について

第12 閉会中の議員派遣について

第13 閉会中の継続審査の申出について

第14 管理者職務代理者の挨拶

第15 閉 議

第16 閉 会

午前9時30分開会

出席議員（8名）

1 番 北 村 あやこ

3 番 佐 藤 洋

5 番 渋谷 幸 司

7 番 菊 地 敏 昭

2 番 岡 安 政 彦

4 番 渡 邊 光 子

6 番 森 田 敏 男

8 番 小 高 春 雄

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

管 理 者  
職 務 代 理 者  
副 管 理 者

小 野 克 典

総 務 課 長 大 沢 貴 行

局 長 伊 原 郷 史

施 設 課 長 坪 内 嘉 夫

本会議に出席した事務局職員

|   |   |   |   |   |    |
|---|---|---|---|---|----|
| 書 | 記 | 長 | 伊 | 藤 | 勝  |
| 書 |   | 記 | 北 | 原 | 崇行 |
| 書 |   | 記 | 友 | 光 | 敏之 |
| 書 |   | 記 | 吉 | 田 | 瑠偉 |

◎臨時議長の紹介及び挨拶

○伊原郷史局長 皆様、おはようございます。川島桶川資源循環組合設立後最初の議会でありますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。

本日のご出席議員中、渡邊光子議員が年長の議員でありますので、ご紹介申し上げます。

渡邊光子議員、議長席へお願いいたします。

〔臨時議長 渡邊光子議員議長席に着席〕

○臨時議長（渡邊光子議員） おはようございます。ご紹介にあずかりました渡邊光子でございます。

本日ここに、組合設立後、初めての議会が招集されましたので、地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。よろしくお願いいたします。

————— ◇ —————

◎開会の宣告

（午前 9時30分）

○臨時議長（渡邊光子議員） ただいまから令和7年第1回川島桶川資源循環組合議会臨時会を開会いたします。

出席議員数は8名で定足数に達しておりますので、議会は成立しております。

なお、議事の進行につきましては、会議規則が制定されていないことから、本議会に提案されております議提第3号 川島桶川資源循環組合議会会議規則案に準じて進行したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○臨時議長（渡邊光子議員） 異議なしと認めます。

よって、議事の進行につきましては、川島桶川資源循環組合議会会議規則案に準じて進行することに決しました。

————— ◇ —————

◎開議の宣告

○臨時議長（渡邊光子議員） これより本日の会議を開きます。

————— ◇ —————

### ◎仮議席の指定

○臨時議長（渡邊光子議員） 仮議席の指定を議題とします。

仮議席の指定につきましては、議事進行上、臨時議長において指定します。

仮議席は、ただいま着席の議席を指定します。



### ◎議長の選挙

○臨時議長（渡邊光子議員） これより議長の選挙を議題とします。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○臨時議長（渡邊光子議員） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

次に、お諮りいたします。臨時議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○臨時議長（渡邊光子議員） ご異議なしと認めます。

よって、臨時議長において指名することに決しました。

議長に小高春雄議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま臨時議長において指名いたしました小高春雄議員を当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○臨時議長（渡邊光子議員） ご異議なしと認めます。

よって、小高春雄議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました小高春雄議員が議場におられますので、本席から会議規則案第32条第2項の規定による告知をいたします。



### ◎議長就任の挨拶

○臨時議長（渡邊光子議員） 議長に当選された小高春雄議員は、ご挨拶をお願いいたします。

〔8番 小高春雄議員登壇〕

○8番（小高春雄議員） 皆さん、おはようございます。このたびは議員の皆様方のご推挙をいただきまして、川島桶川資源循環組合議会議長の要職に就任させていただき、誠にありがとうございます。光栄に存ずるところでございます。

議会が円満に運営されるよう誠心誠意努力するとともに、令和15年の稼働を目指して、執行部と議会が一体となり事業を進めてまいりたいと存じます。議員の皆様方のご支援、ご協力をお願い申し上げます。就任のご挨拶とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。

○臨時議長（渡邊光子議員） 議長が決まりましたので、臨時議長の職務が終了いたしました。皆様のご協力に感謝申し上げます。

それでは、議長に当選されました小高春雄議員は議長席にお着きください。

〔議長 小高春雄議員議長席に着席〕

○議長（小高春雄議員） ただいまより議長職を務めさせていただきます。

---

◎議事日程の報告

○議長（小高春雄議員） 議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。ご了承をお願いいたします。

---

◎会期の決定

○議長（小高春雄議員） これより日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小高春雄議員） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定させていただきます。

---

◎副議長の選挙

○議長（小高春雄議員） 次に、日程第2、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によ

りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小高春雄議員） 異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙は指名推選の方法によることに決しました。

次に、お諮りいたします。議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小高春雄議員） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

副議長に佐藤洋議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました佐藤洋議員を当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小高春雄議員） ご異議なしと認めます。

よって、佐藤洋議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました佐藤洋議員が議場におられますので、本席から会議規則案第32条第2項の規定により、告知をいたします。

---

◇

### ◎副議長就任の挨拶

○議長（小高春雄議員） 副議長に当選されました佐藤洋議員はご挨拶をお願いいたします。

〔3番 佐藤洋議員登壇〕

○3番（佐藤洋議員） 皆さん、おはようございます。このたび皆様のご推挙をいただき、副議長という大役を仰せつかりました佐藤でございます。大変な大役をお受けして、その職責の重さに身が引き締まる思いでございます。

さて、ごみ処理施設の整備は、桶川市、川島町にとって喫緊の課題であり、両市町の住民にとっても生活に直結するため、大きな関心があるかというふうに思います。今後は議長をサポートし、公正かつ円滑な議事進行に努めるとともに、両市町の住民の期待に応えられるよう尽力をしてみたいと思います。今後とも一層のご指導、ご支援、ご協力を賜りますようお願いを申し上げまして、誠に簡単ではございますけれども、副議長就任の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

◎議提第1号～議提第4号の上程、説明、質疑、討論及び採決

○議長（小高春雄議員） 次に、日程第3、議提第1号から議提第4号までを一括して議題といたします。

これより提出者の説明を求めます。

佐藤洋議員。

〔3番 佐藤洋議員登壇〕

○3番（佐藤洋議員） それでは、議提第1号から第4号について、一括して提案理由の説明をいたします。

いずれの議案も提出者は私佐藤洋、賛成者は菊地敏昭議員でございます。

初めに、議提第1号 川島桶川資源循環組合議会委員会条例を定めることについてでございます。地方自治法第109条第1項の規定に基づき、組合議会における委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるため、この案を提出するものでございます。

主な内容といたしましては、第1条では、議会運営委員会の委員の定数は4人とし、選出区分は川島町及び桶川市からそれぞれ2人とするものであります。

第2条では、議会運営委員会委員の任期を組合の議員の任期としております。

また、第6条では、委員の選任について、議長の指名によることとしております。

次に、議提第2号 川島桶川資源循環組合議会の個人情報の保護に関する条例を定めることについてでございます。川島桶川資源循環組合議会における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるため、この案を提出するものであります。

本条例は、第1章から第6章までで構成をされております。第1章では、本条例の目的や定義について、第2章では、個人情報等の取扱いについて、第3章では、個人情報ファイル簿の作成や公表について、第4章では、個人情報の開示、訂正及び利用停止について、第5章では、雑則について、第6章では、罰則の内容について定めております。

次に、議提第3号 川島桶川資源循環組合議会会議規則を定めることについてでございます。地方自治法第120条の規定に基づき、会議の運営に関する手続及び議会内部の規律等に関し、必要な事項を定めるため、この案を提出するものであります。

本規則は、第1章から第9章までで構成されております。第1章では、本会議の運営手続について、第2章では、委員会の運営手続について、第3章では、請願の提出及び処理に関する手続について、第4章では、議員等の辞職及び資格の決定方法について、第5章では、会議中に守るべき規律について、第6章では、懲罰の内容について、第7章では、協議または調整を行う場として全員協議会の設置について、第8章では、議員派遣の手続について、第9章では、会議規則に疑義がある場合の決定方法について定めております。

最後に、議提第4号 川島桶川資源循環組合管理者の専決処分事項の指定についてでございます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の権限に属する事項で軽易なものについて、管理者が専決処分することができる事項を指定するため、この案を提出するものであります。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（小高春雄議員） ご苦労さまでした。

これより質疑に入ります。

質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小高春雄議員） 質疑ないものと認めます。

質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小高春雄議員） 討論はありませんので、討論を終結いたします。

次に、順次採決を行います。

議提第1号 川島桶川資源循環組合議会委員会条例を定めることについて、原案どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小高春雄議員） 異議なしと認めます。

よって、議提第1号は原案どおり可決されました。

次に、議提第2号 川島桶川資源循環組合議会の個人情報の保護に関する条例を定めることについて、原案どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小高春雄議員） 異議なしと認めます。

よって、議提第2号は原案どおり可決されました。

次に、議提第3号 川島桶川資源循環組合議会会議規則を定めることについて、原案どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小高春雄議員） 異議なしと認めます。

よって、議提第3号は原案どおり可決されました。

次に、議提第4号 川島桶川資源循環組合管理者の専決処分事項の指定について、原案どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小高春雄議員） 異議なしと認めます。

よって、議提第4号は原案どおり可決されました。



### ◎議席の指定

○議長（小高春雄議員） 次に、日程第4、議席の指定を議題といたします。

議席は会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定させていただきます。

議席はただいま着席の議席を指定いたします。



### ◎会議録署名議員の指名

○議長（小高春雄議員） 日程第5、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第85条の規定により、議長において指名をいたします。

1番 北村あやこ 議員

5番 渋谷幸司 議員

両議員を指名いたします。



### ◎議会運営委員会委員の選任

○議長（小高春雄議員） 日程第6、議会運営委員会委員の選任を議題といたします。

議会運営委員会委員の選任については、川島桶川資源循環組合議会委員会条例第6条第1項の規定により、議長において指名をさせていただきます。

1番、北村あやこ議員、4番、渡邊光子議員、5番、渋谷幸司議員、6番、森田敏男議員、以上の4名の方を指名いたします。

ただいま選任いたしました委員は議会運営委員会を開き、正副委員長の互選を行い、その結果の報告をお願いします。議会運営委員会は、第1委員会室において行います。

それでは、暫時休憩とさせていただきます。

休憩 午前 9時50分

再開 午前10時01分

○議長（小高春雄議員） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。



#### ◎議会運営委員会正副委員長の互選の結果報告

○議長（小高春雄議員） ご報告を申し上げます。

先ほど議会運営委員会が開催され、委員長、副委員長が決定をいたしました。

委員長、1番、北村あやこ議員、副委員長、6番、森田敏男議員、以上でございます。よろしくお願い申し上げます。



#### ◎諸般の報告

○議長（小高春雄議員） 日程第7、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条第1項の規定により、本定例会の説明員として出席する関係者の職並びに氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご参照をお願いいたします。



#### ◎管理者職務代理者の挨拶

○議長（小高春雄議員） この際、管理者職務代理者から発言を求められておりますので、これを許可します。

管理者職務代理者、小野副管理者。

○小野克典管理者職務代理者副管理者 皆さん、おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、一言ご挨拶を申し上げさせていただきます。

このたび、川島桶川資源循環組合の管理者職務代理者を務めることになりました副管理者の小野克典でございます。本来であれば、管理者からご挨拶を申し上げるところでございますが、川島町長の辞職に伴いまして、しばらくの間、私のほうで管理者職務代理者を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

さて、本日ここに令和7年第1回臨時会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、ご多用の中ご出席を賜り、深く感謝申し上げます。

本組合は、川島町と桶川市が共同してごみ処理施設を整備し、運営することを目的に設立したもので、両市町で相互協力し、共通の課題を解決していくものでございます。現在、両市町のごみ処理施

設は竣工から40年以上が経過し、老朽化が進んでおり、桶川市環境センターにおいては、平成31年3月にごみ焼却施設の稼働を停止しております。住民の皆様に安心して安全なごみ処理環境を提供するためにも、最短、最速での安定したごみ処理体制を実現してまいりますので、組合議会議員の皆様のご支援、ご協力をお願い申し上げまして挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（小高春雄議員） ありがとうございました。

---

◇

### ◎管理者職務代理者の行政報告

○議長（小高春雄議員） 次に、日程第9、管理者職務代理者より行政報告について発言を求められておりますので、これを許可します。

管理者職務代理者、小野副管理者。

○小野克典管理者職務代理者副管理者 それでは、議長のお許しをいただきましたので、議案の説明に先立ちまして、行政報告させていただきたいと思っておりますので、お配りしてあります行政報告を御覧いただきたいと存じます。

4月1日の川島桶川資源循環組合設立に伴い、地方自治法施行令第2条の規定に基づき、1か月分の暫定予算を調製しましたので、ご報告させていただきます。

なお、詳細につきましては、次ページ以降のとおりでございます。

以上で行政報告を終わらせていただきます。

---

◇

### ◎管理者職務代理者提出議案第1号～第11号の上程、説明、質疑、 討論及び採決

○議長（小高春雄議員） 次に、日程第10、管理者職務代理者提出議案第1号から第11号まで一括して議題とさせていただきます。

議案等については、あらかじめ配付しておりますので、ご了承をお願いいたします。

管理者職務代理者の提案説明を求めます。

管理者職務代理者、小野副管理者。

○小野克典管理者職務代理者副管理者 それでは、議案第1号から第11号について、順次説明を申し上げます。

まず、議案第1号から議案第3号までは、専決処分の承認についてでございます。これらの議案は、いずれも地方自治法第179条第1項の規定により、去る4月1日に専決処分をいたしましたものでござ

いまして、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、その承認を求めるものでございます。

議案第1号は、組合の設立時点で必要となる組合の休日を定める条例ほか22条例を制定したものでございます。

議案第2号は、指定金融機関の指定で、埼玉りそな銀行を指定したものでございます。

議案第3号は、比企広域公平委員会を共同設置する地方公共団体への加入することについてでございます。

議案第4号ないし議案第10号の7議案は、組合の適正な運営及び事務事業の執行に関し、必要な条例や予算を新たに制定、計上しようとするものであります。

議案第11号は、監査委員の選任となります。

なお、詳細につきましては、局長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小高春雄議員） 以上で説明は終わりました。

次に、議案の細部の説明を求めます。

伊原局長。

○伊原郷史局長 それでは、詳細についてご説明いたします。

お手元の資料、議案書1ページをお願いいたします。議案第1号 専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。本議案は、地方自治法第179条第1項の規定により、組合設立に際し必要となる合計23件の条例を専決処分したので、議会の承認を求めるものでございます。

なお、説明に当たりましては、条例の目的や趣旨等を中心に説明させていただきます。

それでは、3ページを御覧ください。川島桶川資源循環組合の休日を定める条例でございます。組合の休日を日曜日及び土曜日、法律に規定する休日、そして12月29日から翌年の1月3日までとするものでございます。

4ページを御覧ください。川島桶川資源循環組合公告式条例でございます。地方自治法第16条の規定に基づく公告式に関し、必要事項を定めたものでございます。第2条第2項において、掲示場の場所を川島町役場と桶川市役所に定めております。

6ページを御覧ください。川島桶川資源循環組合監査委員に関する条例でございます。地方自治法第202条の規定に基づき、監査委員に必要な事項を定めるものでございます。第5条において、例月出納検査は毎月20日とするものでございます。

8ページを御覧ください。川島桶川資源循環組合事務局設置条例でございます。地方自治法第158条第1項の規定に基づきまして、管理者の権限に属する事務を分掌させるため、川島桶川資源循環組合事務局を設置するものでございます。第2条において、その分掌事務を列挙してございます。

9ページを御覧ください。川島桶川資源循環組合情報公開条例でございます。住民の知る権利の尊重と公文書の公開を請求する権利を定めること等により、公正で開かれた組合行政の発展に寄与することを目的として定めるものでございます。第1章において目的や定義を、第2章において公文書の

公開、審査請求及び任意的開示について、第3章において情報公開の総合的な推進について、第4章において公文書の管理等の雑則を定めるものでございます。

22ページを御覧ください。川島桶川資源循環組合個人情報の保護に関する法律施行条例でございます。個人情報の保護に関する法律の施行に関し、必要な事項を定めるものでございます。第1条で趣旨を、第2条では定義、第3条では手数料を無料とすることを、第4条から第7条では開示決定等に係る期限について、第8条では代理による手続、第9条では審査会への諮問について規定しております。

25ページを御覧ください。川島桶川資源循環組合行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会条例でございます。行政不服審査法その他の法令の規定による諮問に応じ、審査請求について調査、審議するため審査会を設置するもので、委員は3人、任期は2年としております。

28ページを御覧ください。川島桶川資源循環組合職員定数条例でございます。職員の定数を定めるもので、管理者の事務部局の職員は12人、議会の職員は7人、監査委員の職員は3人とするものでございます。

29ページを御覧ください。川島桶川資源循環組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例でございます。地方公務員法第27条第2項並びに第28条第3項及び第4項の規定に基づき、職員の意に反する降給の事由、職員の意に反する降任、免職、休職及び降給の手続及び効果並びに失職の特例に関し定めるものでございます。

31ページを御覧ください。川島桶川資源循環組合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例でございます。地方公務員法第29条第4項の規定に基づき、職員の懲戒の手続及び効果に関し定めるものでございます。

32ページを御覧ください。川島桶川資源循環組合職員の服務の宣誓に関する条例でございます。地方公務員法第31条の規定に基づき、職員の服務の宣誓に関し定めるものでございます。

34ページを御覧ください。川島桶川資源循環組合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例でございます。地方公務員法第35条の規定に基づき、職員の職務に専念する義務の特例に関し定めるものでございます。

35ページを御覧ください。川島桶川資源循環組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例でございます。地方公務員法第24条第5項の規定に基づき、職員の勤務時間、週休日、休憩時間、休日、休暇の種類、各種休暇の詳細について必要な事項を定めるものでございます。

52ページを御覧ください。川島桶川資源循環組合職員の育児休業等に関する条例でございます。地方公務員の育児休業等に関する法律の規定に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものでございます。主に法律で条例に委任された各種事項について定めるものですが、桶川市の条例に準拠し制定しております。

64ページを御覧ください。川島桶川資源循環組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等

に関する条例でございます。地方公務員災害補償法の規定に基づきまして、公務上の災害または通勤による災害に対する補償、これらに関する制度等を定めるものでございます。第1章、総則で目的や用語の定義、第2章では各種補償の種類やその内容、福祉事業について、第3章では認定について不服がある場合の審査について、第4章では期間の計算や罰則等の雑則について定めております。

86ページを御覧ください。川島桶川資源循環組合職員公務災害見舞金支給条例でございます。職員の公務上の災害または通勤による災害に対する見舞金の支給に関して、必要な事項を定めるものでございます。第3条において見舞金の種類、第4条から第6条までは各種見舞金の内容、第7条では認定、第8条では支給について規定しております。

91ページを御覧ください。川島桶川資源循環組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例でございます。地方自治法第203条の規定に基づき、議員報酬等を定めるものでございます。主なものとしては、第2条で議長、副議長、議員の月額報酬を定め、第4条では期末手当について、第5条において費用弁償を定めるものでございます。

94ページを御覧ください。川島桶川資源循環組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例でございます。特別職の職員で非常勤のものに対する報酬、費用弁償について定めるもので、報酬、費用弁償は別表のとおりでございます。

97ページを御覧ください。川島桶川資源循環組合管理者及び副管理者の報酬及び費用弁償等に関する条例でございます。管理者及び副管理者の報酬及び費用弁償等に関し必要な事項を定めるもので、主なものとしては、第2条において管理者、副管理者の月額報酬、第6条で期末手当、第11条において費用弁償について定めるものでございます。

103ページを御覧ください。川島桶川資源循環組合証人等の実費弁償に関する条例でございます。地方自治法その他の法令の規定に基づき、議会や監査委員の求めに応じて出頭した者等に対する実費弁償の支給に関し必要な事項を定めるもので、第2条において支給対象者、第3条において額及び支給方法を規定しております。

105ページを御覧ください。川島桶川資源循環組合職員等の旅費に関する条例でございます。職員等に支給する旅費について必要な事項を定めるもので、第3条において支給要件、第5条において旅費の種類、第6条で計算方法、第8条から第13条では各旅費について規定しております。

110ページを御覧ください。川島桶川資源循環組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例でございます。地方自治法第234条の3及び地方自治法施行令第167条の17の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約を定めるものでございます。第2条において、長期継続契約を締結することができる契約を列挙しております。

111ページを御覧ください。川島桶川資源循環組合行政不服審査法関係手数料条例でございます。行政不服審査法の規定による写し等の交付を受ける者が納付する手数料に関し、必要な事項を定めるものでございます。額については別表のとおりで、桶川市に準じて規定しております。

議案第1号の説明は以上でございます。

次に、115ページを御覧ください。議案第2号の専決処分を求めることについてご説明申し上げます。本議案は、組合の設立に際し、地方自治法施行令の規定により株式会社埼玉りそな銀行を指定金融機関として指定したので、議会の承認を求めるものでございます。

なお、桶川市、川島町ともに埼玉りそな銀行が指定金融機関となっております。

次に、117ページを御覧ください。議案第3号の専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。本議案は比企広域公平委員会を共同設置する地方公共団体へ加入することについてでございます。地方公務員法第7条により公平委員会は必置機関であります。地方自治法第252条の7第2項の規定により、桶川市、川島町ともに公平委員会は近隣団体と共同設置しております。当組合においても共同設置に加入することとし、比企広域公平委員会へ加入するものでございます。

なお、比企広域公平委員会は、当組合を含めて119ページにある規約第1条の11団体により共同設置されます。

次に、123ページを御覧ください。議案第4号 川島桶川資源循環組合議会定例会条例を定めることについてご説明申し上げます。定例会の回数は毎年2回とするものでございますが、令和7年については、附則で適用除外としております。

なお、定例会は通常2月、8月を予定しております。

次に、125ページを御覧ください。議案第5号 川島桶川資源循環組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例を定めることについてご説明申し上げます。地方公務員法第58条の2の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるものでございます。第2条において、任命権者は毎年7月末までに、前年度における人事行政の運営の状況を報告することとし、第3条において、その報告事項を列挙しております。また、第4条において、公平委員会は毎年7月までに、管理者に対して前年度における業務の状況を報告することとし、第5条において、公平委員会の報告事項を定めております。第6条、第7条において、公表の時期、公表の方法を定めております。

次に、129ページを御覧ください。議案第6号 川島桶川資源循環組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例を定めることについてご説明申し上げます。第2条で、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決に付すべき契約を、第3条で、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決に付すべき財産の取得又は処分について定めるものでございます。

なお、額につきましては、地方自治法により、市町で構成される一部事務組合は市の基準を適用することとなっておりますので、桶川市と同様の基準となっております。

次に、131ページを御覧ください。議案第7号 川島桶川資源循環組合財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例を定めることについてご説明申し上げます。普通財産の交換、普通財産の譲与または減額譲渡、普通財産の無償貸付または減額貸付及び物品の交換等について、地方自治法第237条第2項

の規定により定めるものでございます。第2条から第4条においては、普通財産の交換、譲与、貸付について、第5条から第7条においては、物品の交換、譲与、貸付について、桶川市の基準に準じて規定しております。

次に、135ページを御覧ください。議案第8号 川島桶川資源循環組合財政調整基金条例を定めることについてご説明申し上げます。財政調整基金の設置、積立て、運用、処分等について定めるものでございまして、第6条においては、基金の処分ができる場合を列挙しております。

次に、139ページを御覧ください。議案第9号 川島桶川資源循環組合財政状況の公表に関する条例を定めることについてご説明申し上げます。地方自治法第243条の3第1項の規定により、財政に関する所要事項を説明する文書の公表に関し定めるもので、第2条において公表の時期を毎年7月1日及び12月1日と定めており、第3条において公表事項を列挙し、第4条において、公表の方法を公告式条例第2条第2項に掲げる掲示場への掲示等により行うことと規定しております。

次に、議案第10号 令和7年度川島桶川資源循環組合一般会計予算についてご説明申し上げます。別冊の令和7年度川島桶川資源循環組合一般会計予算書及び予算説明書をお願いいたします。

予算書1ページを御覧ください。第1条の歳入歳出予算ですが、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億1,295万1,000円と定めるもので、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、2ページ第1表、歳入歳出予算のとおりでございます。

第2条の債務負担行為についてですが、債務負担行為につきましては、4ページの第2表、債務負担行為において、事項、期間及び限度額を定めており、施設整備基本計画策定等業務委託、造成基本設計業務委託、搬入路設計業務委託について設定しております。

第3条の地方債につきましては、5ページの第3表において、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法について設定しております。

第4条の一時借入金ですが、歳計現金が不足した場合に、その不足を補うための一時借入金の最高額を2,000万円と定めるものでございます。

それでは、歳入歳出予算事項別明細書についてご説明いたします。8ページを御覧ください。初めに、歳入についてご説明申し上げます。1款分担金及び負担金、1項負担金、1目負担金については、構成市町負担金として、川島町負担金が3,937万9,000円、桶川市負担金が1億1,127万円、計1億5,064万9,000円を計上しております。負担金は、歳出総額から国庫支出金、県支出金、諸収入、組合債で不足する額を規約に基づく両市町の負担割合により案分したもので、予算書17ページの附表、市町負担金調書をご確認いただければと思います。

2款国庫支出金、1項国庫補助金、1目衛生費国庫補助金については、循環型社会形成推進交付金を4,210万円計上しております。補助率は3分の1で、12ページの歳出予算、3款1項1目施設整備費の委託料に計上した事業に充当されます。

3款県支出金、1項県補助金、1目総務費県補助金については、埼玉県ふるさと創造資金を250万円

計上しております。補助率は2分の1で、11ページの歳出予算、2款1項1目一般管理費の委託料、ネットワーク構築業務委託料に充当されます。

4款諸収入、1項預金利子、1目預金利子については、預金利子として科目設定の1,000円、9ページになります2項雑入、1目雑入については、コピー使用料として科目設定の1,000円を計上しております。

5款組合債、1項組合債、1目組合債については、広域処理施設整備事業債として1,770万円計上しております。

こちらは12ページの歳出予算、3款1項1目施設整備費の委託料に計上した事業のうち、搬入路設計業務委託料分として430万円、測量調査業務委託料分として1,340万円を対象としております。

歳入は以上となります。

次に、10ページを御覧ください。歳出についてご説明申し上げます。

1款議会費、1項議会費、1目議会費では、議員報酬217万4,000円ほか、議員期末手当、会議録作成業務委託料など議会運営に係る経費369万2,000円を計上しております。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、特別職報酬や職員人件費に係る負担金ほか、業務を行う上で必要な使用料など、組合運営に必要な経費として7,623万6,000円を計上しております。

主なものといたしましては、11ページの12節委託料がネットワーク構築業務委託料500万円など、計509万3,000円、13節使用料及び賃借料が財務会計システム使用料250万8,000円など、計414万4,000円、18節負担金、補助及び交付金が派遣職員人件費負担金6,500万円など、計6,502万円を計上しております。

12ページになります。2項監査委員費、1目監査委員費は、監査委員の報酬及び費用弁償として26万9,000円でございます。

3款衛生費、1項清掃費、1目施設整備費では、広域処理施設整備に必要な経費として1億3,175万4,000円を計上しております。

主なものとしては、12節委託料ですが、施設整備基本計画策定のほか、生活環境影響調査、PFI等導入可能性調査をまとめた施設整備基本計画策定等業務委託料6,660万円、搬入路設計業務委託料が610万円、造成基本設計業務委託料が270万円、測量調査業務委託料が3,150万円、地質調査業務委託料が2,430万円で、計1億3,120万円となっております。

4款予備費、1項予備費、1目予備費については、予定外の支出等に備えるため、100万円を計上しております。

予算については以上でございます。

それでは、議案資料に戻っていただきまして、143ページ、議案第11号 監査委員の選任についてをご説明いたします。本議案は人事案件となります。川島桶川資源循環組合監査委員に識見者として、現桶川市の監査委員である榎本幸雄氏を選任したいので、議会の同意を求めるものでございます。

なお、参考資料として経歴書を添付しておりますので、ご参照いただければと思います。

説明は以上となります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（小高春雄議員） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はございますか。

渋谷議員。

○5番（渋谷幸司議員） それでは、私は議案第10号について、予算について質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

先ほど令和7年度の予算についても説明をいただきまして、ありがとうございました。その中で、予算書の12ページ、3款衛生費、1目施設整備費の中の12節委託料、その中で施設整備基本計画策定等業務委託料、この内容について3点質問させていただきたいと思います。この中身として、仕様書が出されております。その仕様書、基本構想のところから、今度基本計画にしっかりつくっていく、そういう中で仕様書が出されているものでございます。

その中で、まず1点目、仕様書の4ページのところに廃棄物処理施設と、今度はマテリアルリサイクル推進施設、これも造っていく、そういうことが書かれております。それで、今川島町の現状としても、焼却施設とそういうリサイクル推進施設が別の棟で建設されております。今度建設する施設としましては、エネルギー回収廃棄物処理施設とマテリアルリサイクル施設が別の棟になるのか、それとも一体型で考えているのか、その辺のことについて組合の考え方、今現在どんな組合としては考え方を持っているか、そのことについて1点目、お尋ねしたいと思います。

2点目です。2点目としましては、この仕様書の中の7ページのところに災害対策に係る方針について検討する、そういう中身が書いてございます。災害に対するということ言えば、この建設予定地、浸水深想定では大変深い地域でございます。そのことは、今までの基本構想の中等にも盛り込まれていたのですが、もう一点といたしましては、浸水継続時間、継続期間、これが大変長い、1週間から2週間未満に及ぶ、町内においてもこの地域、特に浸水が継続する時間が長い、そういう地域とハザードマップの中でも記されております。そのことに対してどういう対策を考えているのか、そういうところが基本構想の中でも、盛り込まれていない部分ではないかというふうに私は考えてございます。その点についても、組合としてはどのように考えているのか、これが2点目、お尋ねします。

3点目でございます。3点目のほうで、仕様書の11ページと13ページで生活環境影響調査のことについて書いてあります。その中で交通量の調査、このことが書かれております。桶川のほうから太郎右衛門橋を通過して川島に入ってすぐ土手沿いのところを右折して、今度新しいごみ処理施設の搬入路も計画を考えられているところでございますけれども、この右折をするということに対して、大変交通渋滞が心配される。近隣の皆さんも大変心配なさっているところでございます。右折が起これば、その解消する手段というか、この右折に対する懸念、そういうことも今組合としてどのように考

えているのか、この3点についてお尋ねしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（小高春雄議員） 坪内施設課長。

○坪内嘉夫施設課長 まず、第1点目のご質問についてお答えいたします。

マテリアル施設と焼却施設、2つの施設が1つの敷地の中に入るわけですが、今現在として組合としてマテリアルとリサイクルの施設、一体とするのか、別棟にするのかという考え方は、今現在では持っておりません。これを計画の中で、そこを決定するということになるわけですが、いずれにしても限られた施設面積の中で、どのように施設を配置すれば、敷地を有効活用できるのかという観点はもちろんのこと、ご心配されている浸水をいかに回避できるかという、そういう観点からであれば、それが一体がいいのか、あるいは別棟がいいのかという、こういう観点で検討していくことになるかというふうに考えております。

続きまして、2点目の災害対策の関係でございますが、この建設予定地、三保谷宿、山ケ谷戸、浸水が心配されているというようなことで、1週間か2週間程度の浸水時間が懸念されているということではございますけれども、川島全体としましても、こう言うのはなんですが、あまり安全なところはないというところで、特に令和4年の建設予定地を検討してきた中では、当時10か所ぐらいの候補地があったわけですが、いろんな観点から、特に川島の西側にあまり避難する場所がないというようなこと。あと桶川市側からのごみの搬入のしやすさですとか、そういったところを総合的に勘案して、現在の山ケ谷戸、三保谷宿地内に予定地が決まったというような経緯があります。

この敷地を造成するに当たっては、全体的に2メートルの盛土をするというようなことで考えているので、その敷地自体は、浸水の被害というのは少なくなるのかなというふうには思うのですが、ただそこにアクセスするまでの対策はどうするのかと、そういう趣旨のご質問だと思うのですが、この周辺の環境の整備を図るところで、予定地の周辺の道路でありますとか、用水路整備ということ、建設と同時並行で考えて対策を取っていききたいというような考え方でおりますので、よろしくお願いいたします。

3点目の太郎右衛門橋から桶川方面から来ますと右折しなければならないというところで、その辺で渋滞が懸念されるのではないかと、それに対しての対策はというご質問でございますが、こちらに関しましては、今度この予算でも、搬入路の設計の予算を要求させていただいておるわけですが、搬入路の設計に関しましては、その範囲は堤防沿いに道路を造るという。そこだけではなくて、桶川市から来た場合に右折する際の県道部分も設計の範囲に入っておりまして、具体的にどういふことを設計で考えていくのかといえば、車が右折するに際して、どういふふうに展開するのかという、そういうところも検討しながら、でき得れば渋滞を回避するためには、右折帯を設けられればいいのかというふうな考え方を持っておりますので、そういったことを設計で考えまして、警察、また県土整備事務所になると思いますが、相談を図った上で協議を重ねて、設計図を完成させて、必要な対策を取っていききたいというような考え方でおりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小高春雄議員） 渋谷議員。

○5番（渋谷幸司議員） どうもありがとうございました。

それでは、3つのことについて再質問をさせていただきます。まず1点目、マテリアルリサイクル推進施設についてでございます。先ほど担当課長のほうから、浸水に対しても、それも回避できる、そういうお言葉もありました。私も大変そのところが大事だというふうに思っておるところでございます。予定では、盛土が2メートルぐらいする。普通に別棟ということを見ると、焼却施設のほうは、それから6メートルぐらいのところ、水が入らないような高さにという、そういうことも考えられています。

マテリアル施設に関しても、別棟でまた同じような6メートルぐらいまでの高さ、その上にあとは防水壁などを設けて、浸水に対する備えというのを焼却施設でもやる、マテリアル施設でもやるということになると、費用面でも大変な負担になるのではないかというふうに思っているところでございます。ぜひとも浸水に対してもしっかりと回避できる、あとは費用のことでもしっかりと軽減できるという、そういう2つの点でしっかりと考えていただきたいというふうに思っております。

2つ目でございます。2つ目のところでは、担当課長の答弁の中でも浸水のこと、継続時間のことについても考えられているということが分かってきました。私もやはりその地域から浸水時間を短くするためには、排水機能の強化、これが重要なのではないかというふうに考えておるところでございます。ぜひ排水の機能の強化、そのことについて、今日再度ちょっとお考えをお聞きしたいと思っております。

3点目でございます。3点目についても、今後警察等との相談も行って、県道部分の右折のことについても考えられているということが伝わってきました。その中で、今は太郎右衛門橋を渡ってきて、川島に入ってすぐの土手のところを右折するという車は、私もほとんど見たことがございません。現状では、そのために右折の車を待って渋滞するということは、現状ではほとんど見られないという、私の経験上ですけれども、そういう状況の中で、今後土手沿いに進入道が建設された場合には、やっぱり右折しなければいけない。そういう状況が出てくることが想定されます。

桶川の方面から運んできた皆さんも、ここの施設はやっぱり使いやすい、そういう施設にもなっていただきたいと思いますので、ぜひ右折帯は必要だと思います。そのことについて、ここは力を入れて取り組んでいていただきたいと思っております。その3つのことについて再質問させていただきます。

○議長（小高春雄議員） 坪内施設課長。

○坪内嘉夫施設課長 では、まず第1点目の再質問についてでございますが、浸水を防ぐという意味では、幾らお金をかければ浸水は防げるというものでもないとは思いますが、かといってたくさんお金をかけていいというものでもございませんので、費用面からもその点もよく踏まえながら、いろんな総合的な観点からお金の面、浸水の面、どういったものがあるのかということをよく考えながら、

計画のほうを策定させていただきたいというふうに考えております。

2点目の周辺地区の浸水被害を防ぐという意味での排水機能の強化というお話でございますが、この建設予定地が、この周辺の用水路をいろいろ整備されているところにおいては、上とか下で言うと上の部分に当たるというようなお話でまち整備課などから聞いております。そういうことを考えれば、どちらかといいますと下のほう、水が流れて下流のほうの例えば用水路の幅を広くするとかということにすれば、流れやすくなるというような考え方もございますので、どうしたら排水機能が強化できるのか、よくよく考えながら検討して対策を講じていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

3点目、こちらの桶川方面から太郎右衛門橋を渡り切ったところで右折するというようなことになってますが、こちらのほう、実際にどれくらいの通行台数があるのかということは、今回この委託を予定しております生活環境影響調査の中でも交通量のことはよく調べますので、そういったことも調べた中で、またどういう対策が講じられるのか、その点も踏まえながら警察、県土整備事務所に相談しながら対策を講じていきますので、よろしく願いいたします。

○議長（小高春雄議員） ほかに質疑はございますか。

北村議員。

○1番（北村あやこ議員） 初めての議会なので、ちょっと量が多いのですが、職務代理者の提案については通告をしてありますので、速やかにお答えいただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

まず、議案第1号ですが、1番目の休日を定める条例の第3条で、この想定される具体例についてお示ください。

次に、事務局の設置条例、4番目、これも第3条の規則について、資料の配付でご説明をお願いします。

次に、5番目の情報公開条例ですが、これはかなり重要なポイントとなりますので、幾つか質問します。まず、1点目として、住民による組合行政への参加の充実を促進するという、ちょっと意味が分からない。組合行政への参加を促進するのか、充実というのはどういうことを意味しているのかということについてご説明をお願いします。

2番目として、第6条第1項第4号、公開の請求事項なのですが、通常だと大体項目列挙なのですが、このほかに実施機関が定める事項というのがあります。これはどんなことを想定しているのか教えてください。

次に、第7条第3号、この解釈が一番大きいわけですがけれども、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものというものがあります。これが組合との例えば契約事業者に関する情報について、該当するのか、どのように扱うのか教えていただきたい。

次に、同条第5号の不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれというのは、どのようなことを想定

するのか。かつて吉見の資源循環組合が準備して組合ができたときにも、ここについて拡大解釈でいろんな情報が非公開とされたという例がありました。そういうことがあってはいけないと思いますので、その辺についてご説明をいただきたいと思います。

次に、第25条、公文書を適正に管理するものとするというのがあるのですが、公文書の管理規程が見れませんでしたので、規程をぜひご配付願いたいと思いますが、今日配付されていますので、これのざっとでいいですから、主なものをご説明いただきたいと思います。

次に、7番目の行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会条例について、委員の名簿をお願いいたします。

8番目の職員定数条例ですが、22人という形で実際にはそれほどいないわけですが、まずはその兼務の状況を教えてください。それから、女性職員は何人か教えてください。

次に、12番目、職務に専念する義務の特例に関する条例ですが、第2条で研修というのがありますが、研修は職務範囲内のものなのだとは通常思うのですが、それ以外のものというのは、災害派遣とかそういうことなのか、その辺についての想定をお願いします。

また、厚生に関する実施についての参加はどのようなものなのか。また、任命権者が定める場合で、想定できるものというのはどういうものなのか、ご説明いただきたいと思います。

それから、14番目、育児休業に関する条例で、第16条の具体例について、第22条の体制についてご説明いただきたいと思います。

次に、15番目、公務災害補償等に関する条例で、公務災害補償認定委員会の委員のリストをお願いします。

次に、18番目、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例で対象となる特別職の想定、ここは監査委員だけが掲示されているのですが、そのほかにはあるのか。

また、21番目、職員の旅費に関する条例では、第16条第2項の規則についてご説明ください。それで、旅費のことで出張の性質上困難である場合というのは、規則で定めるということで、具体的なここは列挙したものを教えていただきたいと思います。

次に、議案第8号です。財政調整基金の条例で、第3条でその他の証券等の運用ということですが、かつて埼玉県内でも、この運用で市長が失職したというような例もありましたので、この辺の具体例について教えてください。

それから、議案第10号の一般会計予算です。先ほど9ページの組合予算の1,770万円の内訳を教えてくださいましたのですが、その算定の根拠、3分の1の補助とか幾つかご説明ありましたけれども、この負担金額の算定式を教えてください。

それから、11ページのホームページの管理業務というのがあるのですが、もう既にホームページがオープンされています。もう契約をされたのか、専決の中に入っているのか、ちょっと今確認を忘れたのですが、現在の受注者とその契約方法、今後どうするのかも含めて教えてください。

それから、ネットワーク構築業務というのが、県の補助金を受けて500万で設定されているわけですが、これはどのような契約になるのか。入札とか指名、あるいは仕様書が見えないので分からないのですが、その辺のご説明をいただきたいと思います。

次に、12ページの委託料です。搬入路設計業務、造成基本設計、測量調査、地質調査の契約方法はどういうふうにされるのでしょうか。一般競争入札でない場合には、指名業者の選定方法、その規則なり規約などはあるのか教えてください。

それから、先ほども渋谷議員から質問がありましたけれども、施設整備基本計画策定業務1億920万ですか、そのうちの6,600万が今年度の計上についてですが、ここについてはもう既に動き始めているということで、行政報告にも何も説明もされていないというので、若干戸惑ったところがあります。そういうものは先に組合が始まる段階で、ご説明をいただきたかったというふうに思っております。現状について、まず全体のスケジュールと、それからプロポーザル選定の現在の段階、今は業者選定が終わったのでしょうか、何社申込みを今されている段階なのか、その辺について教えてください。

それから、プレゼンテーションが予定されています。5月の月末、これは傍聴可能でしょうか。

それから、審査委員が7名なのですが、行政関係者のみなのです。ここに学識や専門分野の委員などは、なぜ置かなかったのか伺いたします。

それから、先ほどもご質問ありました仕様書と基本構想の関係について伺いたいと思います。仕様書の中では、先ほどおっしゃったエネルギー回収廃棄物処理施設とマテリアルリサイクル推進施設とし、今後作成する施設建設工事発注仕様書の基本的事項を定めることなどを目的とすると、今質問の中で私もよく分からないところがありました。施設基本構想の中では、シナリオ1から3がありまして、ここで焼却方式はストーカ式が適していると考えられるため、同方式を基本とするというふうにあります。これに対して仕様書では、処理方式の選定は基本構想において、可燃ごみの処理方式は焼却方式を基本とするとしているが、改めて諸条件を検証し、処理方式を選定するというふうに構想は従っているのだけれども、違う処理方式も選べますというような書き方をされていて、何だかよく分からないところがあります。なので、この辺はどのように捉えたらいいのかということが一つと。

温暖化対策を真剣にしなければいけないという時代なのですが、バイオマスとか堆肥化などの焼却方式以外のものというのは、ここの検討の中に入っているのかいないのか伺います。

それから、諸条件の検証とは何なのか伺います。

次に、計画ごみ量がスケジュール表の中とか、この中で69トンというふうに基本方針のほうに入っているわけですが、これは計画ごみ量を定めるというふうにある。動くものなのか、69トンで決まりなのか伺います。

それから、もう一つが仕様書の中に紙おむつの検討というのがあるのです。この中に2050年カーボンニュートラルや構成市町の環境政策を考慮し、二酸化炭素排出などの環境負荷の低減に寄与する技術のほか、バイオマス利活用（紙おむつの燃料化、木材チップ化）の導入等の廃棄物処理に関する先

端技術を調査し、対象施設への導入の可能性を検討するというふうにあります。ところが、環境省の令和2年、2020年3月の使用済み紙おむつの再生利用に関するガイドラインというものが出されています。その中では、4つの方法が書かれておりまして、水溶化・分離処理によるパルプ、プラスチック回収、それからオゾン処理によるリサイクルに向けたパルプ改修、それから洗浄分離処理によるプラスチック回収と熱回収、4つ目として破砕、発酵、乾燥処理による燃料製造、この4つ目のことしかここに、仕様書には書いていないのですが、このガイドラインをもう少し尊重する場合には、もうちょっと多様な検討が必要なのではないかと思うのですが、これはもう決まりでしょうか。その辺について。

それから、先ほどもご質問がありました土木計画や盛土なのですけれども、浸水想定は7.5メートルということに対して、必要な浸水対策を行うというふうに構想では書いてあるのですが、今のご説明、ご答弁だと、お金かかるからちょっと考えますというふうになっています。本来ならお金のこともありますけれども、一回整備してしまえば、これはずっと有効なものですから、もう少し検討を必要ではないかと。あまりお金、お金というふうに言ってもしょうがないのではないかという気がいたしますので、その辺について方針というか、お金とのバランスというふうに言い過ぎてしまうとうかなというのがありますので、その辺を災害対応として十分に考えられるということについてお示しをしていただきたいと思います。

それから、同じく搬入路なのですけれども、荒川上流河川事務所との協議がされているという話でしたけれども、土手のところのここは管理用通路なのです。それと共用していくということなのか、荒上との協議内容について、改めてご説明をいただきたいと思います。土量が必要になるということで、その土量の見通しもお願いをしたいと思います。

今年ですが、河川整備計画が変更になるのです。その点に関して、どのような協議になるのか教えていただきたいと思います。ただ単純に排水機能の強化をただけでは、7.5メートルの浸水対策はなかなか難しいというふうに思うのですけれども、その辺をご説明ください。

それから、同じく仕様書の中に地元連絡会議の運営支援というのがあります。現状における地元の意見や要望というのはどんなものがあるのか。そして、ごみ焼却施設等がある場合には、地元との環境協定などが通常されるわけですが、その辺についてはどのような考えなのか伺いたと思います。

それから、環境影響評価なのですけれども、自然環境の調査というのがされますけれども、評価は書かれていないのです。予測というのが。県の条例対象だと、日200トンですから、それはきちんとスコーピングもあって、意見も出せるというところから始まるわけですが、それが大幅に省略されている状況ですが、生態系の保全というのは自治体の義務でもあります。最低限予測をして、対策というものもここに入れていくべきではないかと思うのですが、検討業務に入っていない。その辺はどのように考えられているのか。

それから、太郎右衛門自然再生事業、川島町も主体者の一つとなっていますけれども、近いですね。この事業との関連というか、環境問題についてはどのようにお考えなのか伺います。

それから、すみません。ちょっと戻りますけれども、財務会計のシステムの使用料というのが予算で計上されています。この契約方法、相手方についてどのような想定がされるのか伺いたいと思います。

以上です。

○議長（小高春雄議員） 質疑の途中でございますが、休憩をいたします。

休憩 午前 11 時 08 分

再開 午前 11 時 26 分

○議長（小高春雄議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

北村議員の質疑に対し答弁を求めます。

大沢総務課長。

○大沢貴行総務課長 それでは、北村議員よりいただきました質疑について、私の関係する総務課の部分について、順次お答え申し上げます。

まず、質疑の議案第1号についてでございます。その中で川島桶川資源循環組合の休日を定める条例、第3条の期限の特例の具体例ということでございましたが、一例を申し上げますと、情報公開条例の第15条第5項で、情報の公開決定に基づき、その公開の決定を受ける者は、実施方法、公開日の日程等について、公開決定の通知があった日から30日以内に申出をする必要があるということがありますので、この30日目が休日に当たる場合が例として挙げられるのではないかと考えております。

続きまして、川島桶川資源循環組合事務局設置条例、第3条で示す規則についてでございます。本日資料を配付させていただきました。令和7年第1回川島桶川資源循環組合議会臨時会管理者職務代理者提出議案質疑参考資料、こちらの1ページ目を御覧ください。川島桶川資源循環組合組織規則でございます。簡単に説明しますと、第1条で目的、第2条で課及び係として総務課総務係を設置、そして施設課施設係を設置することとしております。第3条で事務分掌、第6条で職員を相互に局長の判断で援助させることができる。第7条で事務の特例という定めをしております。

続きまして、川島桶川資源循環組合情報公開条例について、何点か質疑をいただきました。まず、第1条の住民による組合行政への参加の充実を推進するの解釈についてでございます。こちらにつきましては、組合と川島町、桶川市の住民との間に情報を公開し、情報を共有することによって住民の参加が活発に行われ、政策形成などに影響を及ぼすことで、住民主体の組合行政を図ること、こちらを推進するものでございます。

続きまして、第6条第4号の実施機関が定める事項についてでございます。こちらは情報公開請求

書の記載事項でございまして、実施機関が定める事項は、条例の第5条で定める公文書の公開を請求することができるものの区分、法人なのか個人なのか、あとは公開の方法、閲覧か写しの交付を求めるのかといった公開方法について定めたものでございます。

続きまして、第7条第3号、こちらは法人や個人事業主の非公開情報でございまして、組合との契約事業者にも適用されるのかという趣旨の質疑だったかと思えます。こちらのほうに関しては、組合との契約事業者にも適用されるものでございます。

続きまして、第7条第5号、こちらは審議、検討等の非公開情報でございますが、こちらの不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれの意味、解釈だったかと存じます。こちらは意思決定の途中にある未成熟な情報を公開すること、あとは情報を時期尚早に公開することによって、住民に誤解や臆測を与え、不当に混乱を生じさせるおそれと考えております。

続きまして、第25条の文書の管理に関する規定でございますが、こちらは質疑資料の5ページを御覧ください。質疑参考資料ですね。大変失礼いたしました。こちらのほうは、川島桶川資源循環組合文書取扱規程でございます。全部で第47条から構成されておまして、第1章で趣旨などの総則、第2章で文書の收受及び配布、第3章で文書の処理、第4章で文書の施行、第5章で文書の整理及び保管、第6章で文書の保存、第7章で文書の廃棄をそれぞれ規定しております。

続きまして、行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会条例についてでございます。審査会の委員ということでございますが、質疑参考資料の25ページをお開きください。①で行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会委員名簿がでございます。委員としましては、放送大学埼玉学習センターの所長の川又様、弁護士の加藤様、元埼玉県庁職員の嶋野様でございます。

続きまして、川島桶川資源循環組合職員定数条例についてでございます。第2条の職員定数についてでございますが、管理者の事務部局の職員は9人、うち女性が2人でございます。また、川島町の職員の併任が1人ございます。議会の職員に関しましては5人で、管理者の事務局の職員3人と川島町の職員2人の併任としておまして、女性はおりません。監査委員の職員については、まだ代表監査委員が選任されていませんので、職員は任命されていないところでございます。

続きまして、川島桶川資源循環組合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例についてでございます。第2条の職務に専念する義務の免除の具体例でございますが、第1号の研修、こちらは現在職務外の研修ということで、想定されるものはございません。第2号の厚生に関する計画の実施に参加する場合、これは健康診断が例として挙げられます。第3号の任命権者が定める場合、こちらは他の公共団体の依頼を受け講演等をする場合、こちらを想定しております。

続きまして、川島桶川資源循環組合の育児休業等に関する条例でございます。まず、第16条の具体例でございますが、第16条は育児休業法第17条で定めるやむを得ない事情について定めているものでございます。育児休業法第17条は、育児短時間勤務をしている職員が、その承認が失効した場合、具体的に申し上げますと、その対象となっているお子さんが亡くなったり、養子に出されたというところ

でございまして、そういった場合にやむを得ない事情がある場合には、短時間勤務をしていた職員に、引き続きその職員が同一の勤務、同一の時間帯に勤務できることを定めております。

続きまして、第22条の職場環境の整備に関する措置の体制についてでございます。厚生労働省では一般企業向けではございますが、動画や研修資料がホームページにアップされております。まずは、管理職からそういったものを確認しまして、相談体制については、相談窓口を今総務課に設けておりますけれども、小規模な職員体制でございますので、管理職全員あるいは職員全員で相談を受けられるような体制を目指しているところでございます。

続きまして、川島桶川資源循環組合議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例についてでございます。認定委員会の委員についてでございますが、質疑参考資料の25ページを御覧ください。こちら、②下段のほう、公務災害補償等認定委員会委員名簿でございます。委員は、医師の清水様、弁護士の遠藤様、川島町の総務課長、桶川市の職員課長、桶川市の議会事務局長でございます。

続きまして、川島桶川資源循環組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例についてでございます。この特別職につきましては、監査委員、行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会委員、非常勤の職員の公務災害補償等認定委員会委員、非常勤の職員の公務災害補償等審査会委員を対象としております。

続きまして、川島桶川資源循環組合職員等の旅費に関する条例でございます。第16条第2項で定める規則ということでございますが、質疑参考資料の26ページを御覧ください。こちらは川島桶川資源循環組合職員等の旅費に関する条例施行規則でございます。こちらの第3条、主催する者から条例に定める旅費の額を上回る経費を指定されたとき、当該指定された額を支給するというふうに規定されています。一例を申し上げますと、相手から泊まるホテルなどの指定を受けた場合が考えられます。

続きまして、議案第8号 川島桶川資源循環組合財政調整基金条例を定めることについてでございます。第3条のその他の証券の具体例でございますが、地方公共団体金融機構から発行される証券が考えられます。地方公共団体金融機構は、地方公共団体に長期かつ低利の資金を融資する地方共同の資金調達機関で、市場から調達した資金を地方債として地方公共団体に貸し付けるということをしているところでございます。

続きまして、議案第10号の令和7年度川島桶川資源循環組合一般会計予算についてでございます。こちらのホームページ管理業務委託料についてご質問いただいたかと存じます。こちらホームページの作成は昨年度に終了しておりまして、今後は管理、保守を主にやっていくというところでございます。現在、こちらの契約はまだ済んでおりませんが、ホームページを作成した業者、デザインルームM&Kに随意契約でお願いする予定でございます。

続きまして、ネットワーク構築業務委託料についてもご質問いただいたかと存じます。こちらの内容についてでございますが、事務局内部の庁内ネットワークの構築と、その通常使う庁内ネットワー

クとインターネットを接続するためのネットワークを分離し、ネットワークを技術的に分離するセキュリティ対策が主な内容でございます。これをすることによって、1台1台独立した端末から事務局内部のネットワークを構築し、情報のやり取りをスムーズにするというところと、1台のパソコンで通常業務と、そしてインターネットにも安全にアクセスできるということが可能となります。こちらは入札を考えているところでございます。

私のほうからは以上でございます。

○議長（小高春雄議員） 坪内施設課長。

○坪内嘉夫施設課長 施設課関連のご質問にお答えいたします。

その前に、今日議会が始まる前に、お席のほうにスケジュールのほうを置かせていただきました。カラー版でA3の資料があると思いますが、そちらのほうを併せて御覧ください。

まず、契約方法についてのご質問があったかと思います。予算書の12ページの委託料のほうにいろんなものがあるわけですが、まずこの搬入路の設計業務や造成基本設計、測量調査業務、地質調査など、これは今これを入札の方向で当然考えているわけなのですが、入札ができるようにいろいろな今要綱を整備している状況でございます。この要綱が整備され次第、まずは指名委員会をかけた入札、指名競争入札の方向で今のところは考えているところでございます。

それから、この計画策定等業務の6,660万円、この報告が必要ではなかったのではないかとというようなご質問ですが、まさにそのとおりだと思いますので、以後このようなことがあった際には、まずは行政報告に盛り込むように注意したいと思います。

プロポのスケジュールなどについてですが、今業者が参加を表明しておりますが、まだそういう意味では審査期間中というところで、何社来ているのかというご質問には応じかねる部分がございますので、ご了承ください。

ただ、先ほどもご質問ありましたとおり、5月28日に表明してくれた業者さんに来ていただいてプレゼンテーションを実施する予定であります。その際に傍聴可能なのかというご質問だったと思うのですが、この提案内容というのが、コンサル業者が持つ私的な財産というのでしょうか、ノウハウというところで、これが他業者に傍聴を通じて漏れるということを非常に懸念しているというところで、そういった事情を我々は鑑みて、傍聴はできないというところで、今回のプロポーザルの審査委員会の要綱にも書かせていただいているのですが、秘密は保持するということでやらせていただくことになっておりますので、ご了承ください。

また、この審査委員に学識経験者を入れていないのはなぜなのかというようなご質問でございますけれども、我々もこのプロポーザルの実施に際しては、いろんな他団体の事例等も参考にしたわけですが、そのような参考事例の中で、学識経験者のほうは入れないという判断に至ったのかなというふうには考えております。

ごみ処理の処理方法について、バイオマスの検討しないのかというようなご質問だったかと思うの

ですが、基本構想の中にいろんな処理方法は書いてございます。そうした中で、やはりストーカ方式が最も実績がございすし、事例も多いという中で、費用面で非常に優れていると。このメーカーもたくさん多い、競争性が働くというところで、費用はほかの処理方法に比べれば安くできるのかなというところで、基本的には事務局として、ストーカの方向で推していきたいというような考え方でおります。

諸条件を加味して先端技術などを取り入れられないのかというような、そういう趣旨のご質問だったかと思うのですが、この諸条件というのは、例えばバイオマスであればガスが取れると思うのですが、そういったガスを使ってくれる事業者さんがいなければ、せっかく造った施設で取れた副産物が活用できないということになってしまうので、またこの施設を造るところだけではなくて、そういった活用できる事業者も、同時並行に探すというようなところが必要だと。そういった意味の諸条件というところで、そういったことを加味しながら、現実的には何がいいのか、どういう処理方法がいいのかということを検討していくということになろうかというふうに思っております。

計画ごみ量が1日69トンで、これは変わるのか、変わらないのかというようなご質問だったかと思うのですが、この69トンの根拠というのは、目標としています令和15年度における川島町と桶川市のごみ量の推計値、これに人口の推計を加味した形で出てきた処理量に、あと災害ごみ、これは処理量の1割を見込んでいるわけですが、こういったものを加味して出てきているものでございます。

ごみ処理施設、365日ずっと動かしているわけではなくて、やはり適切に動かすためには、1年のうちには何十日か止めてメンテナンスをやったり、壊れているところがあれば修理したりするということで、お休みする時間があるので、そういったところを加味して、これは実稼働率とか調整稼働率とかという言い方をしますが、こういったところを加味して69トンという数字が出てくるもので、基本的には事務局としましては、この69トンというのは変わらないのかなという考え方を今は持っております。

続きまして、紙おむつの燃料化についてのご質問があったかと思います。環境省のガイドラインというものが出ているというところで、いろんな処理方法があるという中で、これを今回のこの組合で新しい処理施設の中で取り入れられないのかというような趣旨のご質問かと思われませんが、あといろいろやはりこれはごみの分別区分に関わるということであると思しますので、今後計画をつくる中で、施設の整備だけではなくて、施設に持ってくるごみの区分を、川島町と桶川市でどうやってそこを一致させていくのか、そういう検討も進めなければならないので、そういった中で整理を図りながら、現実的に紙おむつの燃料化ということができのかどうかということも検討していきたいというふうに考えております。

あと必要な浸水対策というところで、費用とのバランスも大事だけれども、やっぱり浸水被害があってはしょうもないので、やはりそこはちゃんとやってくれるべきではないかというような趣旨のご質問だったと思うのですが、基本構想の中に書かせていただいておりますけれども、私先ほどの

回答の中で、全体的に2メートルというようなお話をいただきましたが、大事なごみのピットの部分ですとか、焼却炉にかかるような部分は、そこは6メートルの盛土でほかよりもちょっと高くして、かつ堤防がもしそこが切れたら、7.5メートルの浸水というようなことも危惧されているということも加味して、さらに1.5メートルの止水板というものを設けるというような、こういう考え方になっているので、その考え方をそのまま踏襲して、計画をつくっていくということになるのかなというふうには今の時点では考えております。

10月には視察で、実は我孫子市のクリーンセンターというところに、皆さんと一緒に行かせていただくことになっております。ここは利根川沿いに位置しておりまして、ここと今我々が造るところと、河川に近いというところで似たような環境のところなのです。いろいろ我孫子市クリーンセンターのホームページを見ましたら、しっかりと浸水対策をいろいろ講じているというようなことが書いてございましたので、こういったところも参考にしながら、取り入れられるものは取り入れていきたいというような考え方でおりますので、よろしくお願いいたします。

搬入路に関して、これは荒川上流河川事務所との協議がどうなのかというようなご質問と、あとこれは多分堤防の天端の道路を通路とするのかという趣旨のご質問だったと思うのですが、天端に関しては幅も狭いし、舗装も薄いというところで、そこは通常時は通ってはほしくないというような回答をいただいております。今回整備する搬入路というのは、堤防の天端の下にはサイクリングロードがあって、サイクリングロードのさらに下に整備するというような道路になりまして、考え方としては幅10メートルぐらいの道路を造ると。道路を擦りつけると堤防の補強にもなるというところで、そういったところは、国交省側も補強になるということは歓迎しているというところで、そういった道路を造りたいということで、今までも何回か荒上のほうに出向いてお話しさせていただいているというような状況でございます。

搬入路だけではなくて、その建設予定地、ここには盛土をするというところで泥を入れなければならない。今の見込みだと、これはざっくりですけれども、6万立米ぐらい要るのかなというところで、これも3年ぐらい前から逐次荒上さんのほうに出向いて、口を酸っぱくなるほどそういったことを説明させていただいているわけなのですが、私のほうも4月にここに着任して、早速荒上さんのほうに挨拶がてら出向いて同じ話を、泥が必要なのだと、何とかこれをいただきたいのだというようなこととお話しさせていただきましたら、令和11年度ぐらいまでには、荒川の例えば樋詰橋辺りだとか、開平橋辺りでの掘削工事というのが予定されていて、その泥をあげることはできるかなというようなお話をいただいております。

ただ、正式な詳細な協議というのは、やはり図面がないと話にならないというところで、そういった図面を作るためのそういう意味の測量の仕事が予算化されているというところなので、何とぞご了承、ご理解いただけたらと思います。

建設予定地の地元の要望が、これまでどのようなものがあったのかというようなご趣旨の質問であ

ったかと思いますが、これまで三保谷宿と山ケ谷戸の地元連絡協議会といいます、7回行ってきた中では、最初は抵抗感があったのですが、そこがいろいろと盛土をしたりして、いざというときごみ処理だけではなくて、避難場所としても使えたらいいなというような、そういった意味のご理解もありまして、理解を得られているような状況でございます。

要望としましては、特に盛土をするということに関して、そうはいっても圧迫感があると何かちょっと困るなとか、そういったところとか、住宅に近いところは、直にそこに施設が建つのはちょっと困るな、そういう意見があって、緑地帯を住宅に近いところは設けてほしいとか、そういったようなご意見がございましたので、そういったご意見を踏まえた形で、施設の配置というところを考えていくことになろうかというふうに思っております。

それから、環境影響評価の関係なのですが、ごみの処理能力が200トン以上であると、環境アセスメント法というのですか、そちらに基づいたアセスをやろうと思うのですが、今回我々が造ろうとしている69トンの能力のものになると、環境アセス法に基づくものではなくて、廃棄物処理法に基づくいわゆるミニアセスというような言い方をするのですが、そういった環境影響調査をやることになっています。その目的は、後々に施設ができると、埼玉県に一般廃棄物の処理施設の設置許可だったかな、ちょっとすみません、を出すのですが、それに評価結果というものをつけるという、そういうことになっている、そういう目的でやるということ。そこをそういう目的でやるというところを、何とぞご理解いただけないかなというようなことでございます。

あと太郎右衛門橋再生地区では、川島町の3月で廃校になってしまったのですが、つばさ南小学校と北小学校というのが、この再生地区でミドリシジミを育てるということで、ハンノキのプロジェクトということで植樹運動などやっていただいております。今回、このごみ処理施設を造るところは、太郎右衛門地区とも非常に近いということで、これはただ小学生、ごみ処理施設に社会科見学で来たりしますが、同時に例えば太郎右衛門橋のビジターセンター的な、そんな活用も考えられるのかなというふうに私は思いますので、ごみの分野というだけではなくて、一般の環境の分野ということで、最近はSDGsということも言われておりますので、こういったところで教育委員会側とも連携を取りながら、教育の分野の意見を反映させるような形で施設ができるといいかなというような考え方でおりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小高春雄議員） 答弁が終わりました。

審議の途中でございますが、昼食休憩にさせていただきます。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時00分

○議長（小高春雄議員） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

北村議員。

○1番（北村あやこ議員）　ざっとご答弁していただきましたけれども、幾つか再質問をさせていただきます。

まず、議案第1号の中の情報公開条例なのですけれども、第1条で参加の充実というのがあまりにも違和感というか、新条例のときには美しい文章で、参加の充実ということは、参加を促進するというのが通常の書き方なので、充実が何で入ったのかなというのがちょっと不可解だったので伺いました。これは答弁要りませんけれども、つくるときには丁寧にきちんとした美しい文章でお願いしたいと思います。

次に、情報公開条例の中で第7条の3号の公にすることについてというのは、会社情報も適用されるというふうにおっしゃったわけですが、例えば事業者と契約をします。この会社がどういう会社なのかというのは、入札参加登録業者としていろいろな資料を出してきます。その辺について会社の経営状況とか財政状況、そういうものについての情報についても対象になるのかどうか、その辺をどのように考えられているか教えていただきたいと思います。

それから、不当に住民の間に混乱させるという第5号なのですけれども、私、吉見の例を出しました。つまり住民説明会の中で、都合の悪いことは黒く塗ってしまっていて、そこがすごい大問題になったことがあるわけです。議事録などは意思決定途中と言いつつも、住民との会議ですから、そこは丁寧に出示していただいて、意図的に非公開になるようなことがないようにしていただきたいと思いますが、その辺の心構えはありますでしょうか。

それから、第25条の公文書の管理で、第5種というのが1年というのがあるのですけれども、保存期間5種の説明がないのです。4種まではたしか条例に出ているのですけれども、その辺についてどういうものなのか、ご説明をお願いします。

それから、職員の定数条例の中で女性の職員が2人ということでしたけれども、兼任もあるということで、なるべくいろんな組織に満遍なく女性を配置していただきたいということで、今後人事異動がある際には、その辺を少し工夫をしていただけないか伺います。

次に、育児休業ですから、14番の育児休業に関するもので、相談体制について全ての職員で対応するということがあったのですけれども、育児休業だけではなくて、例えばセクハラ、パワハラ等々もこういう小さい組織だと、私もほかの一部事務組合でいろいろ経験をしているのですけれども、なかなか訴える場所がないというところが結構ありまして、そういうところの何か機関というか、相談体制というものをどこかでつくっていただかないと、例えば育児とかというと、女性が悩みが多かったりとかすることもありますので、そこを組織的にどこかでフォローできることを考えていただけないかというふうに思いますので、いかがでしょうか。

それから、議案第10号の一般会計なのですけれども、ホームページの管理業務が随契に前年度されているということなのですが、最初の契約はどのように行ったのか。入札か、見積り合わせか、その

辺の見積り合わせなら、どういう会社なのか教えてください。

それから、委託料の関係ですけれども、今要綱の整備をされているということでした。これで指名競争入札ということをご説明なさっておりますので、ではこの指名業者というのはどういうふうに決めていくのか。参加資格というものを改めて募集するのか、それとも各桶川市と川島町の入札参加願の中から出していくのか、新たにやっていくのか、その辺についてどのようにお考えになっているのか、要綱の中身についてご説明いただければと思います。

それから、施設整備基本計画の策定業務の中で、パブリックコメントについても今後されていくわけですけれども、往々にしてパブリックコメントは意見だけ求めて、大体このとおりですみたいなことがあるわけですけれども、ただごみの施設に関しては、周辺住民とか環境に非常に大きな影響を与えますので、これのパブリックコメントで変わるということ、意見を吸収するということがあるのかないのか。建前はあるのですけれども、大体ないというのが定番なので、その辺の心構えについても伺いたいと思います。

それから、審査委員会が7名で、他団体の事例を参考にして入れないことにしたというご答弁がありました。しかし、入っているところもあるわけです。ちなみに、私はこの川島町の庁舎というのは、プロポーザルで設計業者をお決めになって、私のとても尊敬する設計業者だったので、そのときも委員会をちゃんとされていてよかったなど。学識の方も委員会に入られて、かなり丁寧に選定されたということで、川島町に私は非常にシンパシーを感じるというか、敬意を表しているのですけれども、そういう意味で言ったら専門的な方を入れるということが必要なのではないかと。ですから、例えばアドバイザーとか、委員ではなくてもそういう形で、やっぱりプロ、環境の問題、ごみの問題に詳しいプロを入れるべきではないかと思うのですけれども、その辺のご検討がされるでしょうか。

それから、先ほど分からなかったのですけれども、仕様書の中の処理方式の選定で改めて諸条件を検証という、その条件についてよく分からなかったの。要するに条件というのは、ストーカ式でその条件にどういうことなのかと。要するにほかにバイオとか堆肥化などの組合せとか、そういうことも一切ないのかどうか、その辺について伺いたいと思います。

それから、計画ごみ量に関しては69トンと決まっているのに、計画ごみ量を定めるというふうになぜ仕様書の中に入っているのか、その辺が分からないのです。もともと基本整備構想の中で69トンと決まっているのだったら、ここまで仕様書に書く必要はないと思うのですけれども、なぜそれが書かれているのかご説明ください。

次に、例の紙おむつの問題なのですけれども、私が言ったのは4つの方法の中の焼却、破碎、発酵、乾燥処理による燃料製造ということで、一番原始的な方法なわけですけれども、環境省のガイドラインのほかに3つ、プラスチックを回収してとか、分けてとか、そういうふうに言っているわけです。これはごみの分別とは関係ないと思うのです。おむつは別に分別するというのは、もちろん前提なわけですけれども、その上での焼却方法のみを検討するとか、それに決めてしまったという理由が分か

らない。環境省のガイドラインをもうちょっと丁寧に読むと、ほかに3つの方法があると。その中で選んでいくべきだと思うのですが、要するに単純にやりたいのか、そういうことで燃料化だけなのか、その辺を伺いたいと思います。

それから、搬入路の関係で、私は天端等をもっと強化してやるのかと思ったら、サイクリングロードの下に造るということですから、そうすると6万立米の泥が入ってくると。ということは、逆に言ったら治水上は結構マイナスになるのですよね。堤防の強化にはなるかもしれないけれども、治水上はその分だけ容量を得られないわけですが、その辺について何の問題もないのでしょうか。その辺が河川整備計画の変更にもろに影響してくると思うのですが、その辺の協議というのがどういうふうになっているのか、教えていただきたいと思います。

それから、地元の連絡会議の中で、住宅に近いところは避けるというふうにおっしゃっていますが、実際に整備敷地から住宅までの距離というのがどのくらいあるのか、緑地帯というのはどのくらいの幅で設置するような方向性があるのか、具体的にこれから設計していくのでしょうか、その辺の考え方について教えてください。

それから、環境アセスメントで自然環境についての予測はしないということでしたけれども、県の設置届の項目の中にそれは入っていないのか。その項目というのはどんな項目であって、それが自然環境について、生態系の保全というものについては入っていないのか伺います。

自治体として、やっぱりそこはきちんとしていくべきだと思いますけれども、その辺を教えてください。

それから、ただいまの自然再生事業との関係で、ビジターセンターも考えられるというようなご説明がありました。その辺は施設の中に何か入れていくのか、その辺のアイデアというか、考え方についても再度ご説明をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（小高春雄議員） 答弁を求めます。

大沢総務課長。

○大沢貴行総務課長 北村議員の再質疑についてご答弁申し上げます。

まず、情報公開条例第7条第3号の解釈について、契約事業者との関係でございます。こちらについて質疑を受けたかと思いますが、もちろん契約事業者だからといって直ちに、こちらの条例に該当するとか、そういったことではなくて、ケース、ケースで個別に対応していくものと考えておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

続きまして、第7条第5号について、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれと、埼玉中部のお話が出たかと存じます。私どももちろん意図的に情報を隠すとか、そういったことは想定はしておりませんので、その辺はきちんこの制度を運用する中で、住民の皆様には必要な情報は提供してまいりたいと考えております。

続きまして、第25条、文書管理規程の規定で、第5種がないではないかというお話でございますけれども、第1から第4に該当しないものと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、職員の定数条例のお話、女性の割合を増やしたほうがいいのではないかと趣旨だったかと存じます。こちらは派遣元の構成市町との関係もございますので、北村議員からのご提案の旨も伝えながら、構成市町と協議してまいりたいと考えております。

続きまして、育児休業法の第22条の体制のお話があったかと存じます。こちらにつきましては小さい組織ですので、外部の相談窓口の設置といったところかと存じますけれども、構成市町のほうに派遣職員のそういった窓口なり、相談できるような環境、建て付けができないか相談してまいりたいと考えております。

最後に、予算の関係でございます。ホームページの保守の関係で、昨年度どういった入札方式でこの業者を選んだのかというお話だったかと存じます。こちらのほうは少額随契ということでございまして、3社の見積り合わせでやらせていただいております。業者に関してはデザインルームM&K、こちらは桶川市の事業者、アデジナーレ、こちらは北本市の事業者、最後はアカリミライ、こちらは川島町の事業者、こちらのほうの見積り合わせをさせていただきまして、最終的にはデザインルームM&Kに仕事をお願いしたというところでございます。

以上でございます。

○議長（小高春雄議員） 坪内施設課長。

○坪内嘉夫施設課長 では、再質問にお答えいたします。

1つ目は、委託業務に関して指名入札で考えているけれども、その辺の参加業者はどう決めるのか。それが例えば川島、桶川、エリアがあるわけですが、登録されている業者をそこから選ぶのか、それとも新たに選ぶのか、そういった趣旨のご質問だったかと思うのですが、今整備中の要綱の中では、指名業者の選定要綱というのは今つくっている段階なのですけれども、案としましては、川島町または桶川市に登録のある業者の中から選ぶというようなことで考えております。指名業者数につきましては、設計金額で幾らから幾らが何社とか、そういった形で別表を作った中で、その別表に基づいて業者数を決めるというような整理をしている段階でございます。

2つ目としましては、パブリックコメントで最後意見を聞いて、決めてきたことがひっくり返るということがあるのかどうかというような趣旨のご質問だったと思われるのですが、我々としては、最後にパブリックコメントで決めてきたことが、ひっくり返るということがないように進めたいというふうに思っております。そうならないために、おおよそ2年ぐらいの期間をかけて計画をつくっていく中で、段階を踏んで、その計画の骨子になるようなことが幾つかございます。

例えば敷地の範囲もそうですし、搬入路のこと、それからもちろんその処理方式もそうです。処理能力もそうです。あとは浸水の対策、盛土の方針だとか、そういう大事なことを、段階を踏んで地元の連絡会議の意見を聞きながらご理解をいただいて、構成市町村の連絡会議というところで担当者に

そこを掛けて、正副管理者会議に報告して、もちろん議会にも進捗状況を報告するというような、そういったことを通じながら計画をつくっていくというような考え方でおりますので、最後になってこんなことができました、どうでしょうかということはないようにするということで、大事なことは段階を踏んで決めていくということで、最後にひっくり返らないような形でつくっていききたいというように思っております。

3つ目としましては、今回のプロポの審査委員会、7名の中に専門家が入っていないということだけれども、今後専門家を入れる考えはないのかというご趣旨の質問だったわけですが、今回このプロポで、計画を策定してくれる業者が決まるわけですが、そういった業者に相談をかけながら専門家の方を紹介していただいて、意見を聞いていくというようなことをできるのかなというふうにも思っておりますので、そのようなことを今後検討していきたいというふうに思っております。

4番目ですか、処理方式について、例えばストーカとバイオの組合せが考えられないのかとか、諸条件というところがよく分からなかったというようなことのご趣旨の質問だったと思うのですが、基本的にはバイオとストーカを併設というのでしょうか、2つ併せるというようなことの考え方はないと思っております。

諸条件というのは、先ほどもちょっとご説明させていただきましたけれども、例えばバイオであれば副産物としてガスが取れる。そのガスを何かに使わなければならない。それはやはり事業に使うということになると思うのですが、そういった扱ってくれる民間の事業者を探すということを、この処理方式を検討するに際して併せて検討しなければならない。そういったことが諸条件というところで、そういう言い方をすれば、そういう業者がもしないのであれば、そういうバイオを選択するということは、ちょっと現実的ではないのかなということになるかと思います。そういったところでご理解いただけたらと思います。

5番目の69トンという処理能力のものを、また改めて検討し直すのかというお話だったと思いますが、69トンというこの規模は、先ほどもお話ししましたが、令和15年度の推計値でございます。もちろんこれには、15年度の人口推計も加味された形で出てくるものでございますので、そういった意味では、もう一度直近のデータを使って、本当に規模が69となるのかどうかという再計算するということが必要ではあるかなと思います。そういった意味の検討ということでご理解ください。

紙おむつのことですが、これにつきましては、やはり基本的には焼却ということになるのかと思うのですが、これを分別するということになって何らかの処理をするということになれば、それなりのやはりまた設備を必要とするところもございます。こういったところは、やはり組合としての考え方もありますが、うちは分別収集というところから始まりますので、そこは川島町、また桶川市ともよくこういったことはどうするのかということをご検討して、もしそれをやるということであれば、そういう施設をつけるし、やらないということであれば、必要ないというようなこと

になろうかと思しますので、今後よく計画の中で検討していきたいというふうな考え方でおります。

搬入路に関しましては、そこに土を入れるということで、擦りつけの盛土というところで、堤防の強化になるということに考えているわけですが、一方で土が入ることに対するいろんな影響ということももちろんあります。その土に入れるところに関して、地下の地質の調査ということももちろん必要ですので、そういった調査も図りながらデータをよく取って、それを基に国交省、荒上のほうに協議を図っていきたいというふうに考えております。

あと、8番目の敷地内の緑地の関係でございますが、これも県の条例で敷地の25%は緑地を取ることになっております。その緑地の取る位置のことなのですが、やはり住宅に近いところ、具体的に言うとその敷地の一番南側、それから西側というところが、緑地帯になるのかなというふうな考え方でありますが、そこはこれからさらに地元の住民の意見を確認しながら、配置計画のほうを考えていきたいと思っております。

9番目、アセスの関係、これが先ほどもご説明させていただきましたが、廃棄物の処理施設の設置届の際には、生活環境影響調査が必要というところで、それが目的でやるというふうなお話をさせていただきましたが、その項目というのが、例えば大きく分ければ大気と水環境ということになるわけですが、大気であれば二酸化窒素ですとか、塩化水素ですとか、そういったことが項目になっております。そのほか騒音、振動、悪臭というところです。水質に関しましては、同じく化学物質ですとか、浮遊物の質量ですとか、そういったところが調査項目になっておりますので、そういうことが県への届出の内容になろうかというふうに思っております。

それから、午前中の質問で太郎右衛門自然再生地区に絡んで、ビジターセンターというふうなお話をさせていただいたわけですが、ビジターセンターという一つの箱物を造るという意味では全然ございません。私の説明の仕方が下手だったのでございますけれども、実は構想の中には、これは構想の100ページになるのですが、附帯機能という項目がございます、その中に環境学習施設というのがあるのです。当然そこがごみ処理施設というところで、ごみ処理のことを勉強しに小学生がそこにやってくるわけなのですけれども、近くに自然再生地区があるというところで、それを紹介するような例えばその建屋の中に、会議室とか部屋の中に、再生事業のことを紹介するようなパネルのようなものが設置されることによって、ごみ処理のことと環境のことを学習できるという意味で、訪れる人がいろいろ勉強になればいいのかなというふうな意味で私は言いました。ということでご理解いただけたらと思います。

以上です。

〔「議長、2点ほど答弁漏れがあります」と言う人あり〕

○議長（小高春雄議員） 答弁漏れがございますので、坪内施設課長、答弁をお願いいたします。

〔「休憩」と言う人あり〕

○議長（小高春雄議員） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時26分

再開 午後 1時27分

○議長（小高春雄議員） 再開いたします。

坪内施設課長、答弁をお願いいたします。

○坪内嘉夫施設課長 距離に関してなのですが、敷地の一番南に住宅があるわけなのですが、住宅の裏はすぐ敷地に接してしまいます。そういった意味で、そういう距離感でございます。そういうところで、この住民からの要望というところで上がっているのは、少なくとも処理施設、要するに焼却する建屋はなるべく遠いところに置いてほしいというような意見は出ております。それをどれくらいの距離で取ればいいのかということにつきましては、今後の計画の中で策定するということになるのですが、地元の意見もよく取り入れた中で、敷地の配置のほうを考えていきたいと思っております。

それから、自然環境の調査というところで、自治体としてそれをやるべきではないかというようなご質問でございますが、これにつきまして組合として先ほど申しましたとおり、廃棄物の処理施設を設置するために行う調査ということで、何とぞご理解をお願いいたします。それでも自然環境の調査をするべきではないかと、自治体としてということでありますれば、これに関しましては、川島町として町民生活課のほうに、これができないかどうかというところを申し伝えたいというような考え方でおりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（小高春雄議員） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小高春雄議員） 質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

次に討論に入ります。

議案第11号は、人事案件のため、討論を省略いたします。

議案第1号から議案第10号まで討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小高春雄議員） 討論はありませんので、討論を終結いたします。

これより順次採決を行います。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（川島桶川資源循環組合の休日を定める条例ほか22条例の制定）を原案どおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小高春雄議員） ご異議なしと認めます。

議案第1号は原案どおり承認することに決定をいたしました。

次に、議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（川島桶川資源循環組合指定金融機関の指定）を原案どおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小高春雄議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案どおり承認することに決定をいたしました。

次に、議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（比企広域公平委員会を共同設置する地方公共団体への加入）を承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小高春雄議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案どおり承認することに決定をいたしました。

次に、議案第4号 川島桶川資源循環組合議会定例会条例を定めることについて、原案どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小高春雄議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案どおり可決されました。

次に、議案第5号 川島桶川資源循環組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例を定めることについて、原案どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小高春雄議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案どおり可決されました。

次に、議案第6号 川島桶川資源循環組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例を定めることについて、原案どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小高春雄議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案どおり可決されました。

次に、議案第7号 川島桶川資源循環組合財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例を定めることについて、原案どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小高春雄議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案どおり可決されました。

次に、議案第8号 川島桶川資源循環組合財政調整基金条例を定めることについて、原案どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小高春雄議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案どおり可決されました。

次に、議案第9号 川島桶川資源循環組合財政状況の公表に関する条例を定めることについて、原案どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小高春雄議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案どおり可決されました。

次に、議案第10号 令和7年度川島桶川資源循環組合一般会計予算について、原案どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小高春雄議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案どおり可決されました。

次に、議案第11号 監査委員の選任について、原案どおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小高春雄議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案どおり同意することに決しました。



### ◎管理者職務代理者提出議案第12号の上程、説明、質疑及び採決

○議長（小高春雄議員） 次に、日程第11、管理者職務代理者提出議案第12号を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、本案は菊地議員の一身上に関しますので、菊地議員の退席を求めます。

〔7番 菊地敏昭議員退席〕

○議長（小高春雄議員） 提案説明を求めます。

管理者職務代理者、小野副管理者。

○小野克典管理者職務代理者副管理者 それでは、議案第12号 監査委員（議員選出）の選任についてご説明申し上げます。

本案は、川島桶川資源循環組合監査委員に菊地敏昭議員を選任したいので、議会の同意を求めるものでございます。

以上で議案第12号についての説明を終わらせていただきます。

○議長（小高春雄議員） これより質疑に入ります。

質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小高春雄議員） 質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

人事案件でございますので、討論は省略いたします。

これより採決を行います。議案第12号 監査委員の選任について、原案どおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小高春雄議員） 異議なしと認めます。

議案第12号は同意することに決定いたしました。

菊地議員の復席を求めます。

〔7番 菊地敏昭議員復席〕



#### ◎閉会中の議員派遣について

○議長（小高春雄議員） 続きまして、日程第12、閉会中の議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。令和7年度に議員派遣を行う必要が生じた場合、派遣目的、派遣議員、派遣時期等の手続については、議長にご一任いただきたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小高春雄議員） 異議なしと認め、そのように決定をさせていただきます。



#### ◎閉会中の継続審査の申出について

○議長（小高春雄議員） 次に、日程第13、閉会中の継続審査の申出について、議会運営委員長から次回会議の日程等について閉会中の継続審査としたい旨の申出がありました。

お諮りいたします。議会運営委員長の申出どおり、閉会中の継続審査として議会運営委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小高春雄議員） ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長の申出がありましたとおり、閉会中の継続審査とすることに決定をさせていただきます。



◎管理者職務代理者の挨拶

○議長（小高春雄議員） この際、管理者職務代理者から発言を求められておりますので、これを許します。

管理者職務代理者、小野副管理者。

○小野克典管理者職務代理者副管理者 議長のお許しをいただきましたので、一言御礼申し上げます。

本日も提案申し上げました議案につきまして、慎重なご審議をいただき、誠にありがとうございました。本会議において頂戴いたしました意見等につきましては、今後の組合行政に生かしてまいります。

本組合は、この4月1日に設立し、ごみ処理施設の整備に向けてようやくスタートラインに立ったところでございます。今後も議員の皆様のご支援、ご協力をいただきながら事業を進めてまいりたいと考えておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

最後に、長時間にわたりご審議いただきましたことに感謝申し上げます、御礼の挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。



◎閉議と閉会の宣告

○議長（小高春雄議員） 以上をもちまして、臨時会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これにて令和7年第1回川島桶川資源循環組合議会臨時会を閉会とさせていただきます。

長時間にわたりご苦労さまでございました。ありがとうございました。

閉会 午後 1時38分

臨時議長 渡 邊 光 子

議長 小 高 春 雄

署名議員 北 村 あ や こ

署名議員 渋谷 幸 司